

地頭方こども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

令和 7 年 5 月 1 日現在

事業者の名称	牧之原市役所
事業者の所在地	牧之原市静波 4 4 7 番地 1
事業者の連絡先	0 5 4 8 - 2 3 - 0 0 0 1
代表者氏名	牧之原市長

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	牧之原市立地頭方こども園							
所在地	牧之原市地頭方 1 丁目 3 3 番地							
連絡先	(電話番号) 0 5 4 8 - 5 8 - 0 0 0 1 (FAX番号) 0 5 4 8 - 5 8 - 0 0 0 1							
施設長氏名	高塚ユリ							
開設年月日	令和 6 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児 (満 3 歳児含)	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	— 人	— 人	— 人	5 人	5 人	5 人	1 5 人
	2 号・3 号	6 人	1 1 人	1 2 人	1 2 人	1 2 人	1 2 人	6 5 人
	合計	6 人	1 1 人	1 2 人	1 7 人	1 7 人	1 7 人	8 0 人
当園の基本理念・方針		牧之原市立地頭方こども園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とします。 基本理念 「心豊かでたくましい子」 園目標 「丈夫なからだ」「豊かな表現力」「やさしい心」 <目指す姿> ◆ 元気に遊ぶ子 ◆ 自分の思いを出せる子 ◆ 自分で考え行動する子 ◆ じっくり取り組む子 ◆ 相手の思いに気づく子 ◆ 多様な人と関わる子 ◆ 物を大切にする子						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,576.86 m ²
	園庭	966.21 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ	751.56 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
職員室	1 室	
保育室	5 室	
給食室	1 室	
遊戯室	1 室	
休養室	1 室	

(5) 職員体制

職種	員数	備考
園長	1 人	常勤専従
総括主任保育教諭又は主任保育教諭	1 人	常勤専従
保育教諭	11 人以上	
給食管理員	2 人以上	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで（土曜日は社会福祉事業団菅山保育園で合同保育）	
提供時間	教育標準時間	午前 9 時 ～ 午後 3 時（6 時間）
預かり保育	保育時間	朝： 午前 7 時 15 分 ～ 午前 8 時 15 分 夕： 午後 3 時 15 分 ～ 午後 6 時 15 分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末・年始（12 月 29 日 ～ 1 月 3 日）	
	夏季（7 月 20 日から 8 月 31 日までの間において園長の定める期間）	
	冬季（12 月 20 日から 1 月 10 日までの間において園長の定める期間）	
	学年末・年始（3 月 15 日から 4 月 10 日までの間において園長の定める期間）	

※ 令和 7 年度から満 3 歳児保育を実施します。

満 3 歳の誕生日の誕生日の翌月より入園の対象となり、年商クラスの 4 月入園を待たずに幼児教育を行けることができます。満 3 歳児は、3 歳児クラス（年少クラス）の中で一緒に保育します。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで (ただし、土曜日は社会福祉事業団菅山保育園での合同保育とする)	
提供時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分(11時間)
	保育短時間	午前8時15分～午後4時15分(8時間)
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後6時15分
	土曜日	午前7時15分～午後6時15分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

【特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担】

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)	
実費徴収	幼児主食費(月額) 1号※11か月	500円
	幼児主食費(月額) 2号	600円
	給食費(副食)(月額) 1号 ※11か月	3,900円
	給食費(副食)(月額) 2号	4,800円
	保護者会費(月額)	600円
その他	絵本代	学年ごと
	賠償責任保険保護者負担金(4月のみ)	実費
留意事項	保護者会費・絵本代は、半年ごとに集金します	

【預かり保育】

教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	金額
30分当たり	100円
給食を提供した場合	240円
おやつを提供した場合	50円

(8) 支払方法

口座振替(保育料、幼児主食費、給食費)
直接納付(保護者会費、絵本代、賠償責任保険保護者負担金)

(9) 提供する特定教育・保育の内容

・当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園の集い、保護者総会
5月	尿検査、内科検診、歯科検診、交通教室、保育参加会
6月	防犯教室、ジャガイモ掘り、さつま芋さし、花火教室、プール開き
7月	たなばた会、5歳児お楽しみ会
8月	希望保育（保育部）
9月	引き渡し訓練、プール納め
10月	内科検診、歯科検診、薬剤師訪問、運動会、かもめっこ祭り
11月	5歳児SL遠足、焼き芋会、5歳児七歳祝式
12月	消防署避難訓練、人形劇観劇、発表会、クリスマス会、
1月	初詣
2月	豆まき会、5歳児交通教室、入園説明会、5歳児お別れ遠足
3月	年長ありがとう会、思い出遠足、修了式、卒園式

その他に、毎月、身体測定、避難訓練、誕生会を行います。

子育て支援事業として、未就園ひろば「てんとうむし」を行います。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	「重要事項説明書」、「個人情報保護に関することについて」を確認の上、同意書を提出

(12) 食事の提供・食育活動

食事の提供方法	自園にて調理
食事の提供を行う日	保育を実施する日は基本的に食事の提供を行う 月に一度程度お弁当の持参をお願いする(夏期を除く)
アレルギーの対応	アレルギーにより食事への配慮が必要な場合は、除去食及び代替食にて対応

(13) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	酒井内科医院
医院長名	酒井英訓
所在地	牧之原市地頭方一丁目 153 番地 - 2
電話番号	0 5 4 8 - 5 5 - 1 1 0 0

(14) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	グリーン歯科医院
医院長名	浅岡伸一郎
所在地	牧之原市地頭方 9 5 番地 1
電話番号	0 5 4 8 - 5 8 - 0 2 2 6

(15) 緊急時における対応方法

・ 特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。	
・ 非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施します。	
別紙 「地震」「大雨等」に備えて 家庭掲示用 参照	

【管轄する消防署】

消防署名	静岡市消防局 牧之原消防署
所在地	牧之原市波津 1 9 1 番地 1
電話番号	0 5 4 8 - 5 3 - 0 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	牧之原警察署
所在地	牧之原市細江 2 7 3 7 番地
電話番号	0 5 4 8 - 2 2 - 0 1 1 0

(16) 非常災害対策

防火管理者	総括主任保育教諭又は主任保育教諭
消防計画届出年月日	令和 7 年 4 月 28 日
避難訓練	年 1 2 回実施。そのうち 1 回は消防署と合同訓練を行います。
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常警報装置 有 ・ 消火器 有 ・ カーテン、じゅうたん等防災処理 有
避難場所	第 1 園庭正門前 第 2 釣月院
緊急時の連絡手段	火災の場合は牧之原消防署へ連絡し、避難してから課へ報告します。 地震の場合は避難してから課へ報告します。

（１７）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	総括主任保育教諭又は主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	園長
第三者委員	主任児童委員
	民生委員

【要望・苦情等への対応方法】

- ・提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。
- ・苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。
- ・市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ・市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告します。
- ・必要に応じて第三者委員の立ち会いによる話し合いを行います。

（１８）賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害障害保険
保険の内容	災害共済給付 園管理下での事故
保険金額	年払い ２８５円のうち保護者負担金は２００円

（１９）個人情報の取り扱い

- ・当園では、個人情報の保護者に関する基本方針「相良こども園個人情報保護に関することについて」にて内容を確認して同意書を提出していただきます。
- ・当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を守ります。

（２０）虐待の防止のための措置

- ・利用子どもの人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- ・園児に虐待が疑われる場合は、関係機関に通告する義務があります。

「児童虐待の防止に関する法律６条」

（２１）その他保護者に説明すべき事項

ICTシステム導入

- ・園では、保護者の負担軽減と業務効率化を目的として登降園管理や出欠連絡が行える支援システム CODMON（コドモン）を導入しています。
- ・一時保育、一時預かり保育を実施しています。